

猿投グリーンロードにおける 連結車両のETCレーン通行時の車載器表示料金について

猿投グリーンロードにおいて、被けん引車両を連結した車両がETCレーンを通過する際のETC車載器のアナウンス等※（以下「車載器等の表示料金」）は一部を除き、実際に通行した車両の料金を表示することはできません。（後日請求させていただく料金（以下「請求料金」とは異なる料金が表示されます。）

システム上の制約のため、ご利用のお客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

※アナウンスの他、液晶表示及び市販されているETC利用明細発行機（プリンター）における利用証明書の印刷

■具体例

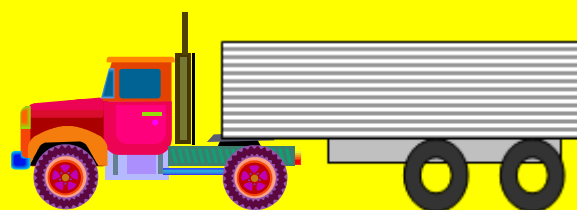
猿投グリーンロード 八草～中山間（八草料金所）
車軸数が2軸のトラクタと2軸のトレーラーの連結車両の場合

【車載器等の表示料金】

けん引車両（トラクタ）の車種である「**中型車**」の料金 **350 円** となります。

【請求料金】

トラクタ+被けん引車両（トレーラー）の車種である「**特大車**」の料金 **750 円** となります。



ボートを普通車でけん引する場合、故障車両をレッカー車でけん引する場合など上記例以外にも、連結車両の多くのパターンに該当します。

■ETC車載器等の表示料金と請求料金が異なる（異なった車種として判定する）理由

ETC車載器と料金所の無線通信においては、ETC車載器にセットアップされた車種（けん引車のみ）として、車載器等の表示料金に反映するためです。（上記具体例＝**中型車**）

なお、請求料金は、車載器との無線通信に加え、料金所に設置された車種判別装置で被けん引車も含めた車両全体の車軸数の確認をすることにより、車両全体の車種を判定し、算出しています。（上記具体例＝**特大車**）

■請求書到着前にご利用料金を確認する方法

WEBによる「ETC利用照会サービス（<http://www.etc-user.jp/>）」をご利用ください。

本サービスでは請求料金と同じ額が反映されます（コーポレートカードによる通行は単体車両と同様に割引前の金額が反映されます）。

猿投グリーンロードにおける連結車両のETC通行料金一覧表

けん引車		被けん引車	力石～中山間 (西広瀬料金所)		中山～八草間 (八草料金所)	
			車載器等の 表示料金	請求料金	車載器等の 表示料金	請求料金
軽自動車	+	1車軸	軽自動車 100	普通車 100	軽自動車 200	普通車 300
		2車軸以上	軽自動車 100	中型車 150	軽自動車 200	中型車 350
普通車	+	1車軸	普通車 100	中型車 150	普通車 300	中型車 350
		2車軸以上	普通車 100	大型車 200	普通車 300	大型車 450
中型車	+	1車軸	中型車 150	大型車 200	中型車 350	大型車 450
		2車軸以上	中型車 150	特大車 350	中型車 350	特大車 750
大型車	+	1車軸	大型車 200	大型車 200	大型車 450	大型車 450
		2車軸以上	大型車 200	特大車 350	大型車 450	特大車 750
	(3車軸以上)	+	1車軸以上	大型車 200	特大車 350	大型車 450
特大車	+	1車軸以上	特大車 350	特大車 350	特大車 750	特大車 750

 = 「車載器等の表示料金」と「請求料金」が異なるパターン